

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び 設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

令和8年3月
岩国市契約監理課

次のとおり特例措置を適用することとしましたのでお知らせします。

1 特例措置の内容

対象工事または業務委託の受注者は、工事請負契約約款第57条、業務委託契約約款第54条等の定めに基づき、適用基準日が令和8年3月15日の労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金（委託料）の額の変更の協議を請求することができます。

2 対象工事及び業務委託

令和8年3月1日以降に契約を行う工事（道路維持管理業務委託などの工事に類似した内容の業務委託を含む。以下、「工事」という。）及び業務委託のうち、令和8年3月14日以前に入札公告又は指名通知（以下、「入札公告等」という。）を行うもの。

3 受注者からの協議の請求

○協議の請求の意向がある場合は、契約締結後、15日以内に別添様式を添付した工事又は業務打合せ簿により、監督職員と協議を行ってください。

様式については、岩国市契約監理課ウェブサイト（「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について」）に掲載しています。

4 請負代金（委託料）の額の変更

変更後の請負代金（委託料）の額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負金額(委託料)(税抜) } P1 = \frac{\text{当初請負額}}{\text{当初設計額}} \times \text{新労務単価により算出した設計額}$$

$$\text{変更後の請負金額(委託料)(税込) } P = P1 \times (1 + \text{消費税等率})$$